

# 九州王朝研究のエビデンス

## (4) 九州年号

多元リモート研究会

令和6年(2024) 8月30日(金)

古賀達也 (古田史学の会)

# 同時代九州年号史料(基本エビデンス)

①「大化五子年二月十日」土器 (699年) ※煮炊きに使用後、骨臓器に転用(当地の風習)。現地考古学者の編年では700年頃の土器。干支が一年ずれており、異暦を使用か。(茨城県岩井市富山家蔵)

②「朱鳥三年戊子十一月八日殞」(688年) ※日本書紀では朱鳥は元年(686年)で終わる。

「鬼室集斯墓」 ※「室」の第2画が七世紀に遡る古い字体。

「庶孫美成造」 (滋賀県蒲生郡日野町小野 鬼室神社蔵)

③「元壬子年」木簡 (白雉元年壬子、652年) ※日本書紀の白雉元年は庚戌(650年)。(芦屋市三条九ノ坪遺跡出土)

④「白鳳壬申」骨蔵器 (672年) 『筑前国続風土記附録』博多官内町出土、海元寺旧蔵(今なし)。

日本書紀の大化年間に子の年がないため、「子」の字が擦り消されている。

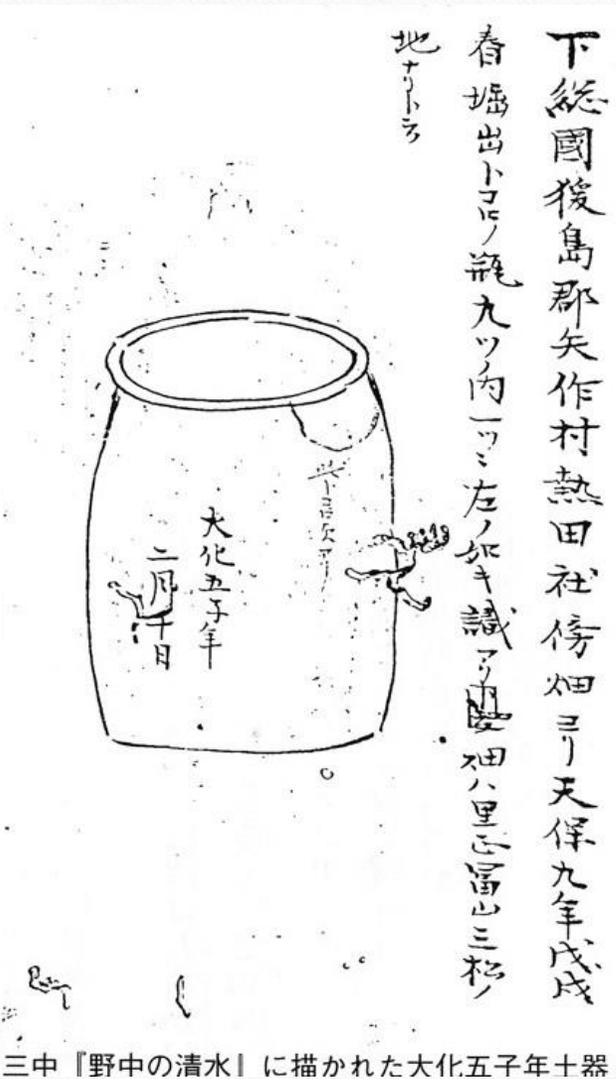


大化五子年土器（筆者撮影）

安田陽介さんと現地調査(熱田社) 1993.4.25



江戸時代成立の地誌には「大化五子年」とあり、  
「子」の字は消されていない。



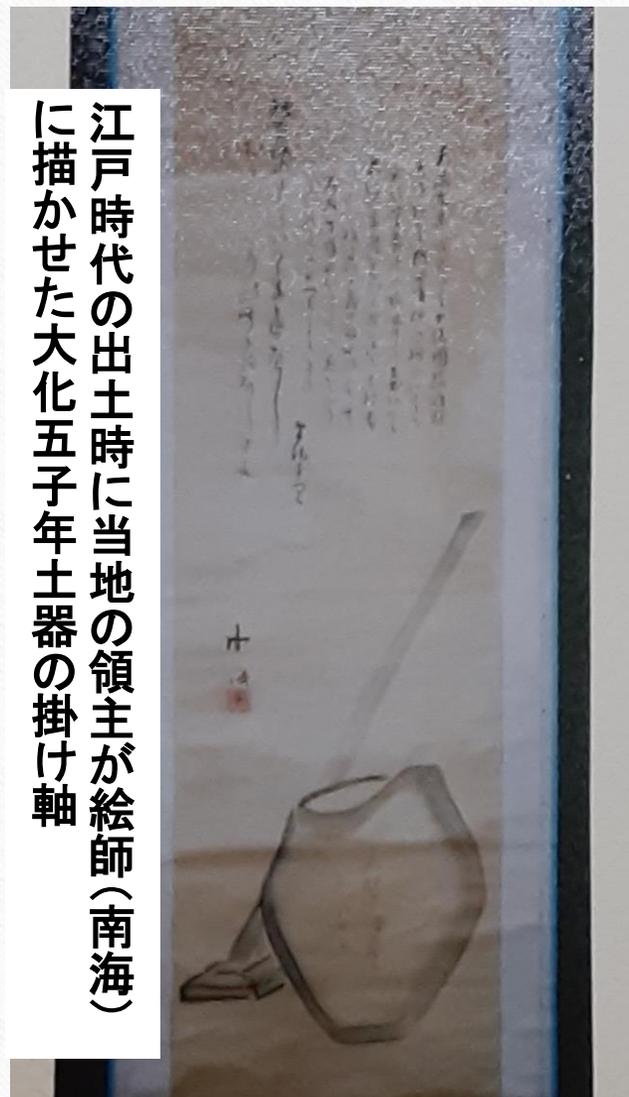
色川三中『野中の清水』に描かれた大化五子年土器







大化五子年土器が出土した熱田社



江戸時代の出土時に当地の領主が絵師(南海)に描かせた大化五子年土器の掛け軸



富山家にて 中央が大化土器の掛け軸



富山家玄関 門は江戸城から移築

筥書土器・刻印土器

茨城県立歴史館  
佐藤次男  
(さとう じよお)

筥書土器は墨書土器に先行し併行する重要な資料である。また刻印土器によって生産と供給の関係も明らかにされてきている

1 筥書土器と刻印土器

筥書土器とは、筥状または釘状の用具で文字などが記された土器である。これを刻書土器と呼称している例もあるが、この稿では土器焼成後に釘状の用具で記したものを刻書土器として区別しておく。

また刻印土器とは、陽彫・陰彫の印体を用いて土器に施印したものである。

これらの資料は、中世以降にもあり、国外にも例がある。また、とくに筥書の種類には、文字のほか、絵画、文様や記号的なものもみられる。本稿では、文字を記した古代の資料を主な対象としておきたい。

ところで、墨書土器・筥書土器・刻書土器・刻印土器は、それぞれが成立するうえで次のような条件をもっている。

種別	記入用具	記入時および焼成後の状態
墨書土器	筆	土器焼成後
筥書土器	筥・釘状の用具	土器焼成前
刻書土器	釘状の用具	土器焼成後
刻印土器	印体	土器焼成前、印体の存在

以上は、この種資料を理解するために、まず踏まえておくべきことであろう。しかし、刻印土器を除き、その用途においてはかならずしも現実には即していない。たとえば、墨書土器と筥書土器は、後者に習俗のごとき事例はみられないものの、器種、文字の種類、文字の位置、字数などで大きな相違はないし、同一遺跡で出土する場合もある。とくに千葉県土道跡では、同一文字が次のように記されている<sup>1)</sup>。

- 毛 墨書、朱書、刻書
- 山 墨書、筥書、刻書
- 大 墨書、筥書、刻書
- 干 墨書、筥書

また、千葉県山口遺跡のように、墨書と刻書で「冊」があるし、「志」の墨書のうえをなぞって刻書したものもある<sup>2)</sup>。

したがって、とくに筥書・刻書土器については、出土資料では圧倒的に多い墨書土器とともに研究を進めるべきであろう。

2 筥書土器・刻印土器研究小史

清野謙次博士は、『日本考古学・人類学史』下巻<sup>3)</sup>で考古資料における「文字標記号」にふれて、そのうち土器に関しては、大田南畝「一語一言」<sup>4)</sup>巻39に載る肥前国唐津近傍出土の「筥書土器」をあげる。これは寛政年間(1789~1801)の出土。大田が文政元年(1818)に実見記録したものであるが、あくまで「文字標記号」であって文字ではない。ついで『人類学雑誌』創刊号から100号までを検し、土器の除刻例もあげているが、やはり「文字標記号」にとどまる。むしろ松本庄三郎「丹後ニ於ケル横穴ノ発見」<sup>5)</sup>に掲載された須恵郡須賀部の筥書の方が気になるところである。

管見するところ、古い記録では常陸国土浦の字色川三中(1801~1855)が「野中の清水」<sup>6)</sup>に記した刻書土器がある。嘉永年間(1848~1854)の記録で、

下総国筑前郡矢作村熱田社傍畑ニテ天保九年戌春掘出トコロノ瓶九ツノ内一ツニ左ノ如キアリ畑ヘ里正富士三松ノ地ナリト云と記し、図および拓影を掲げ、土器の文字「大化五年二月十日」につき考証している(図1)。この土器は、清宮秀堅『下総村事考』<sup>7)</sup>巻十一にもあり、現在茨城県岩井市矢作の富士塚家で保管する。土器の裏形土器であるが、刻書についてはなお検討を要する<sup>8)</sup>。

刻印土器については、1924年の林彪一「美濃と形り付けたる祝部土器に付きて」と、1926年の阿氏「美濃国と云ふ文字付き祝部土器」<sup>9)</sup>が早い文献であろう。この「美濃国」と刻印した土器は、1937年発行『天平地宝』にも3例が載っている。

1945年以前は、まだわずかな資料の発見が報せられたのみで研究の展開はみられない。

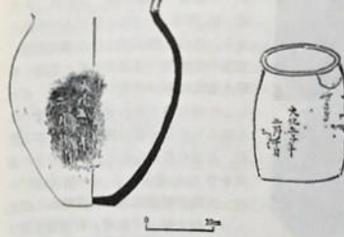


図1 茨城県矢作村熱田社傍畑出土刻書土器(右:「野中の清水」より、左:実測図)

戦後のいちじるしい考古学の発展にともない、墨書土器が注目されるとともに筥書・刻印土器もようやく研究の対象にされるようになった。佐藤は、1949年3月に実施した茨城県東茨城郡大串屋山遺跡の発掘調査によって人面墨書土器の出土に接し、以後墨書・筥書・刻印土器の研究を進めた。大場繁雄博士のご教導をはじめとして、全国各地の諸先学のご教示により、未熟な発表を行なった筥書・刻印土器に関する文献は次のごとくである。

- 『墨書土器と筥書土器と刻印土器』考古学、1-1、1952
- 『筥書・刻印土器用途考』考古学、1-2、1952
- 『墨書・筥書・刻印土器出土地名表』考古学、1952
- 『墨書・筥書・刻印土器出土地名表(2)』考古学、1956
- 『美濃国のこと』常盤古代文化、15、1956
- 『墨書・筥書・刻印土器出土地名表』1957
- 『墨書・筥書・刻印土器の史料の価値について』ひたち、3、1965

1960年頃からは、日本経済の急激な高度成長とともに、発掘件数も急増、資料もまた倍増を重ね、情報収集能力に欠ける佐藤の研究は進歩した。しかし反面、全国各地での研究は着実に進歩しつつあった。おけても平城宮跡の木簡出土とその研究にはじまり、法紙文書や埼玉県稲荷山古墳出土鉄刻銘の検出などが古代文字資料としての関心を沸かした。とくに1975年以降は、墨書土器とあわせて、あるいは古代文字資料とともに研究する趨勢となった。それは、1個の土器に記されたわずかな文字であっても個別的総合的な検討の中で、古代の政治、経済、社会、文化などを明らか

にし得る重要な資料として認識されるようになったからにはほかならない。個々のすぐれた諸研究は、ここでは省略するとして、府県単位では、鳥取、大阪、石川、静岡、神奈川県、長野、千葉、茨城、福島などで資料が集大成されている<sup>10)</sup>。

3 研究の現状

とくに、筥書土器と刻印土器のみの研究上、特筆すべきことを二つほどあげておきたい。

まず第一に、従来筥書土器は墨書土器とともに、主として奈良・平安時代に普通のな遺物として認識されてきた。たとえば、墨書土器でも明確な古墳出土資料はとぼしく、その点では地方でも千葉県成田市麻塚27号墳出土の須恵郡長瀬氏が8世紀初頭で、古い方と考えられている<sup>11)</sup>。

ところが、1978年頃から5世紀末~7世紀初頭と考えられる須恵郡の筥書土器が相次いで発見された。種々の情報によって衆知と思われるが列挙すると、

- 電通 福岡県宇美町 鏡音古墳群 須恵器 杯と蓋 6世紀後半
- 取 岡山県田原郡京波町 広岡古墳 須恵器 杯 6世紀末~7世紀前半
- 弥生 鳥取県米子市津田町 津田遺跡(横穴) 須恵器 蓋 7世紀初頭
- 門出 杉林方 大阪府堺市 野々井遺跡 須恵器 壺破片 5世紀末
- 大 奈良県明日香村 叔田寺 須恵器 7世紀前半

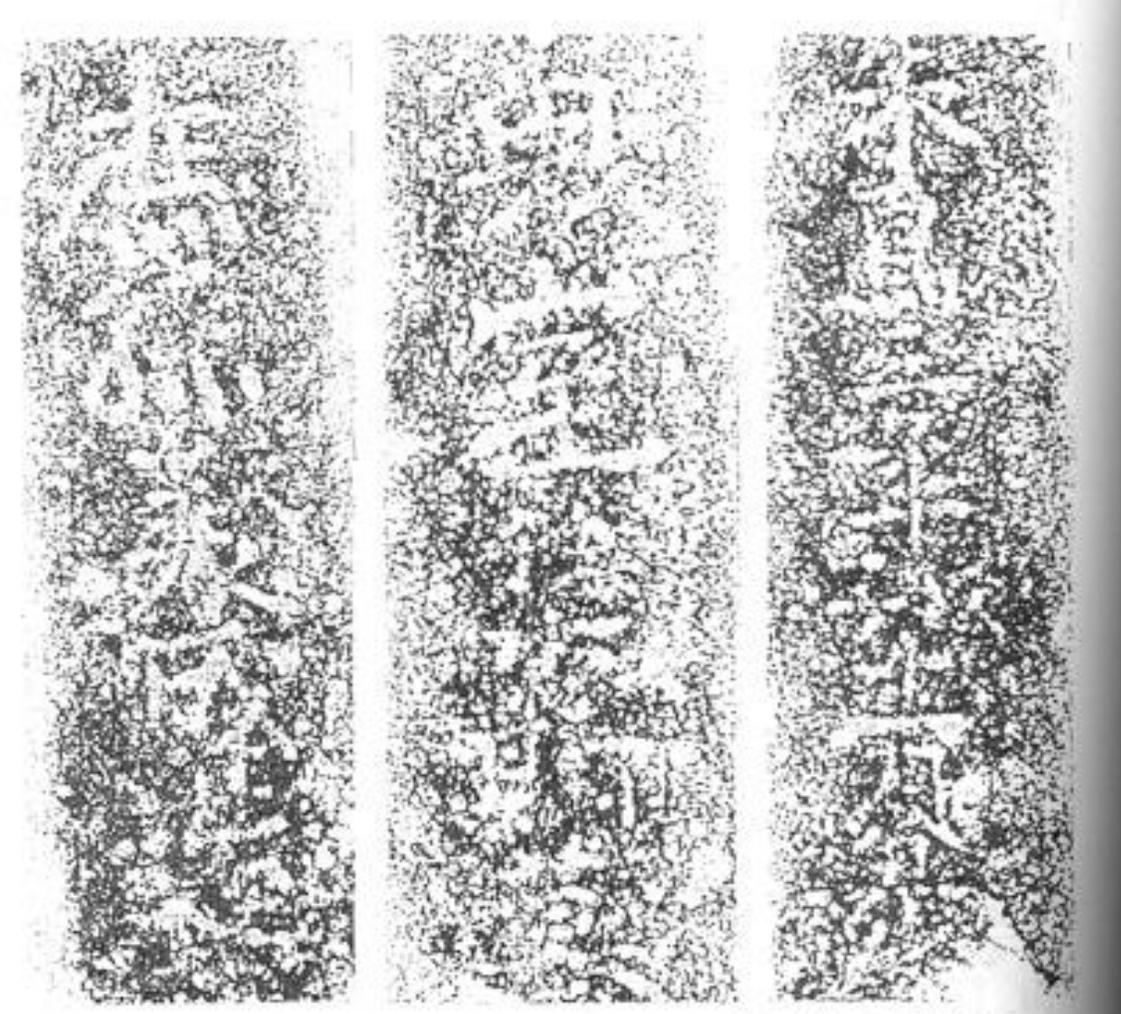
などである<sup>12)</sup>。すなわち、文字に限定する限り、筥書土器は墨書土器より先行することが明らかになりつつある。これらの資料はさらに吟味されねばならないが、静岡県伊豆長岡町北江間横穴群からは石製に「若倉人」の文字が、また愛知県春日井市御川遺跡出土の車輪片には「日」の筥書文字が認められている。あわせて新たに考えるべき多くの問題が提起されたことになろう。

第二に刻印土器、とくに「美濃」・「美濃国」の文字を有する土器である(図2)。1945年以前にはわずかの資料にすぎなかったが、その後徐々に

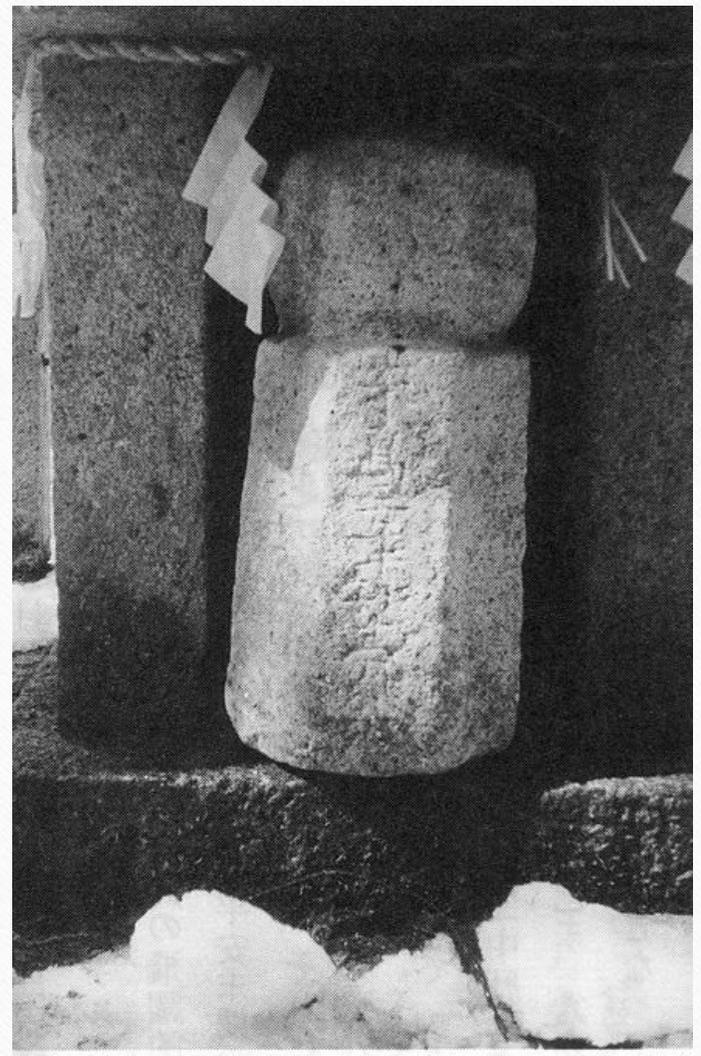


1993年4月26日那珂湊市

水戸駅頭 下/佐藤次男氏と(那珂湊市)



鬼室集斯墓碑拓本（胡口康夫「近江朝と渡来人」より転載）



鬼室集斯墓碑（筆者撮影）

688年

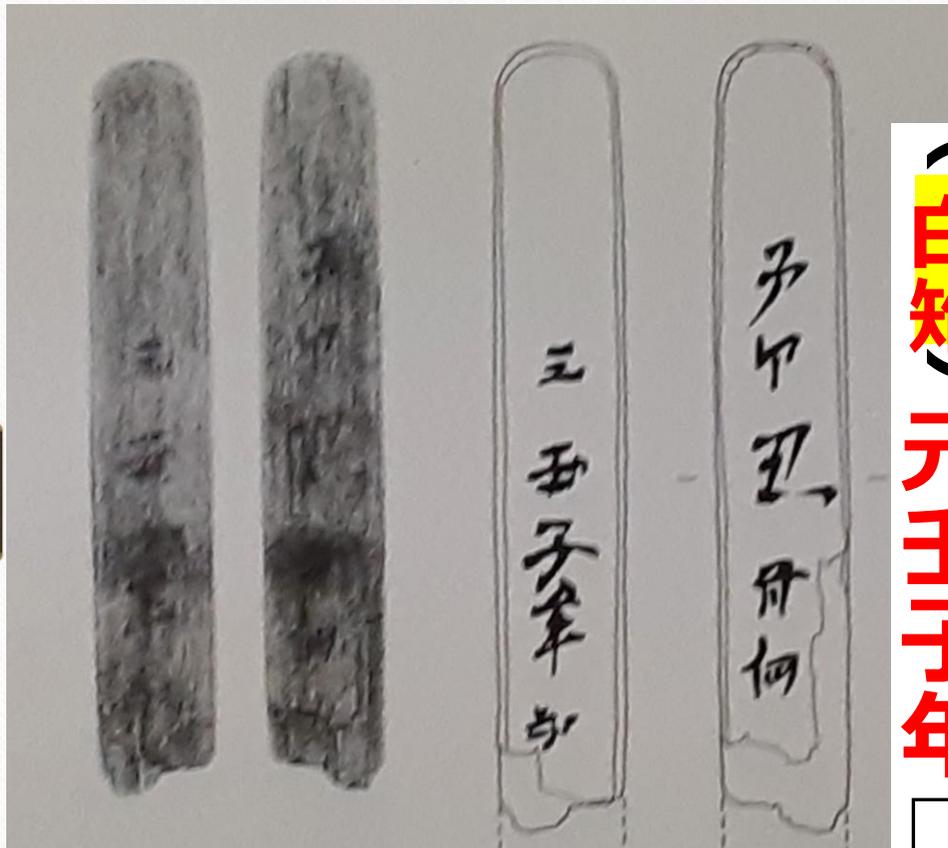
鬼室集斯墓碑 朱鳥三年<sup>戊子</sup>十一月八日殞  
滋賀県蒲生郡日野町小野 鬼室神社蔵

安田陽介さんと現地調査 1993.2.21



削られた第八面

上部空白型 《九州年号》干支木簡



子卯丑 □ 伺  
白雉 (元壬子年) □



赤外線写真  
(大下隆司撮影)

元壬子年木簡 (兵庫県教育委員会蔵)

『木簡研究』「オ一九九」 1997

兵庫・三条九ノ坪遺跡

- 1 所在地 兵庫県芦屋市三委町
- 2 調査期間 一九九六年(平八)九月一二月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会
- 4 調査担当者 高瀬一嘉・半澤幹雄
- 5 遺跡の種類 水田跡・自然流路
- 6 遺跡の年代 古墳時代～奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(大阪西北部)

三条九ノ坪遺跡は芦屋市の西部、神戸市との境界近くに位置し、芦屋台地から流出した土砂によって形成された標高約三〇mの扇状地上に立地している。これまで芦屋市などによって合計一五次の調査が実施されてきた遺跡である。今回の発掘調査は阪神淡路大震災の被災マンションの再建に伴うもので、調査面積は約六〇〇㎡である。検出した遺構には水田跡

と流路がある。流路は幅約七m、深さは最深部で検出面から一mを測る。流路の方向は北東から南西に流れ、調査区内で屈曲して南に方向を変えている。屈曲部西岸には杭列が検出された。攻撃面にあたることから護岸の目的で設置されたものであろう。流路の南側には水田跡が展開しているが、両者に切近い関係は認められない。さらに、流路から水田跡に水を供給していたと考えられる取水口を一方所検出していることから、流路と水田は同一時期に機能していたものと思われる。

遺物は流路内から出土したものが大半である。流路内からは、弥生時代後期末～平安時代初期の遺物が出土しており、大半は土器であるが、木簡・下駄・木鐘・曲物・鞘・杭などの木製品も出土した。土器は古墳時代後半から末にかけてのものが多く、奈良時代以降のものはごく上層に限られる。木簡は二点出土しているが、一点は全く判読不可能であり、釈読を行なった一点について報告する。

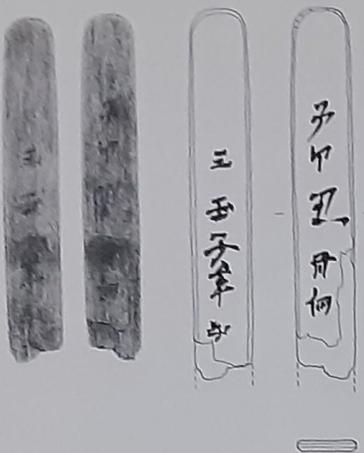
8 木簡の釈文・内容

- (1) 「子卯丑□□」

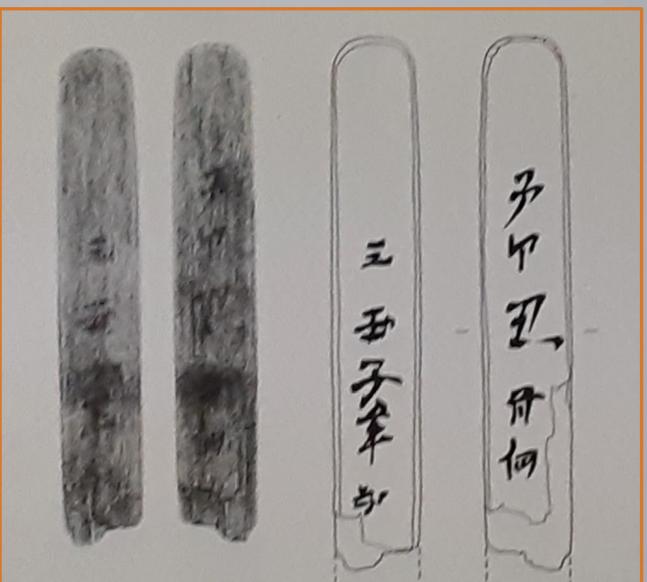
(150)×(33)×(6) 019

下部を折れによって欠失したものである。〇一九型式としたが、上端を凹形に仕上げており、両側面にも面取りを行なっている。表面とも比較的平滑に磨いており、丁寧な作り印象をもつ。

1986年出土の木簡



表面は十二文字を表現しているようであるが、順不同であり、意味は明らかではない。  
裏面は年号と考えられ、年号が三つ続く壬子年は候補として白雉三年(六五二)と宝龜三年(七七二)がある。出土した土器と年号表現の方法から推察して前者の時期が妥当であろう。  
釈読については兵庫県立歴史博物館の小林基伸氏の「教示をいたす」を参照。



『木簡研究』十九号では「**三壬子年**」と判読。『日本書紀』の「**白雉三年**」(六五二)の「**三**」とする。

この木簡と共伴した土器を**難波3**  
**中段階(七世紀中頃)**の標準資料に採用している。

# 二中歴「年代歴」の史料性格

- ① 二中歴「年代歴」冒頭に列挙された31個の年号群(継体～大化、517～700年)が最も九州年号の原姿を留めている。
- ② 大化の後に大和朝廷の大宝へと続き、近畿天皇家の天皇名と共に大和朝廷の年号が追記されながら文明元年(1469年)まで続く。両者の記述内容・様式は全く異なっており、同一王朝の年号群表記とは考えにくい。
- ③ 冒頭の九州年号には細注を持つものがあり、その内容は近畿天皇家の事績ではないと思われ、九州に関わる記事が散見される(観世音寺創建など)。
- ④ 細注記事は短文の為、意味不明のものもあるが、他史料との比較により、九州王朝関連記事であることがわかるケースがあり、貴重である。

『一中歷』年代歷 尊經閣文庫本

羊代歷

羊始五百六十九羊內廿九羊方不記支十二

同緒經刻本以成文

鍾幹五羊 元丁酉

善記四羊 元壬寅同羊故誰成  
變善記以布其列位

正和五羊 元丙午

教到五羊 元辛亥  
亦遊帖

僧聽五羊 元丙辰

明四羊 元辛酉文書始出  
始絕刻本以字

費樂二羊 元壬申

法清四羊 元甲戌法文唐源  
善知傳

兄弟六羊 元庚

藏和五羊 元乙卯  
此羊支九

師步一羊 甲申

和德一羊 元乙酉  
以善心師始成

金光六羊 庚寅

賢松一羊 丙申

鏡高四羊 建世  
始刻本以善心師始成

勝與四羊 元乙巳

端政五羊 己酉  
自唐以善心師始成

告費七羊 甲寅

願轉四羊 辛酉

光元六羊 元乙巳

定居七羊 辛未  
此羊支是後居

傳宗五羊 元乙巳  
此羊支是後居

仁平二羊 壬寅  
仁善後居

儲要五羊 元乙巳  
此羊支是後居

命長七羊 庚子

常色五羊 元乙巳

自雅九羊 壬子  
因善心師始成

白風廿五羊 元乙巳  
此羊支是後居

朱在二羊 元乙巳  
此羊支是後居

善與九羊 元乙巳  
此羊支是後居

大化六羊 元乙巳

善與九羊 元乙巳  
此羊支是後居

先刻本以善心師始成

善與九羊 元乙巳  
此羊支是後居

自大寶始三年号而已

# 『二中歴』年代歴の冒頭部分

## 大和朝廷の年号開始部分

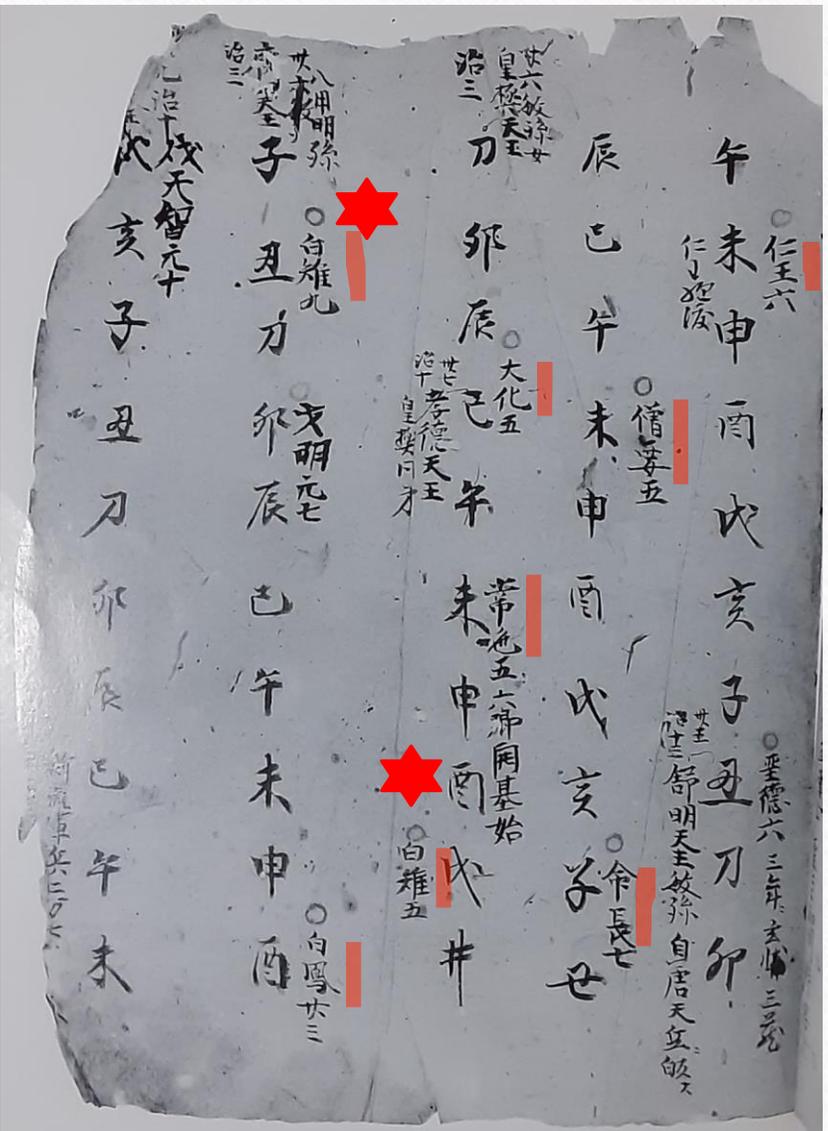
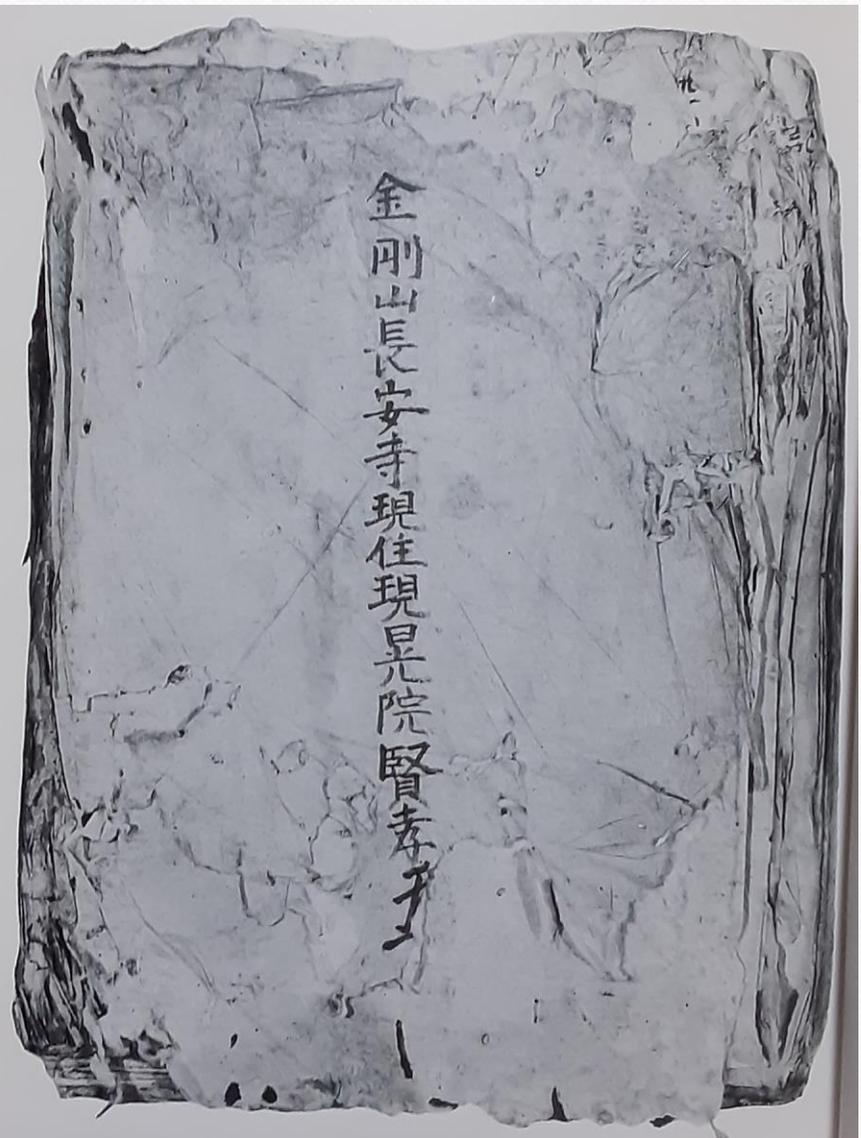
大寶三年 庚辰  
 養老三年 丁巳  
 天智神護二箇年 乙巳  
 寶龜二年 丙申  
 大同四年 丙辰  
 大和三年 乙未  
 和銅二年 甲子  
 天智神護二箇年 乙巳  
 寶龜二年 丙申  
 大同四年 丙辰  
 大和三年 乙未  
 和銅二年 甲子  
 天智神護二箇年 乙巳  
 寶龜二年 丙申  
 大同四年 丙辰  
 大和三年 乙未  
 和銅二年 甲子

## 九州年号部分

羊代歴  
 羊始五百六十九年丙戌年方不記之十六  
 同結鏡刻本以成文  
 健行五年 元丁酉  
 正和五年 元丙午  
 僧聽五年 元丙辰  
 貴樂二年 元壬申  
 兄弟六年 元庚辰  
 師步一年 元甲申  
 金光六年 元庚辰  
 鏡當四年 元庚辰  
 端政五年 元丙午  
 願禱四年 元丙午  
 延治七年 元辛未  
 仁平二年 元庚辰  
 命長三年 元庚辰  
 白龜九年 元庚辰  
 朱雀二年 元庚辰  
 大化六年 元庚辰  
 大寶始三年号而已  
 和銅二年 甲子  
 天智神護二箇年 乙巳  
 寶龜二年 丙申  
 大同四年 丙辰  
 大和三年 乙未  
 和銅二年 甲子  
 天智神護二箇年 乙巳  
 寶龜二年 丙申  
 大同四年 丙辰  
 大和三年 乙未  
 和銅二年 甲子  
 天智神護二箇年 乙巳  
 寶龜二年 丙申  
 大同四年 丙辰  
 大和三年 乙未  
 和銅二年 甲子



大分県豊後高田市 長安寺蔵 年代記  
 九州歴史資料館研究論集 13』一九八八年



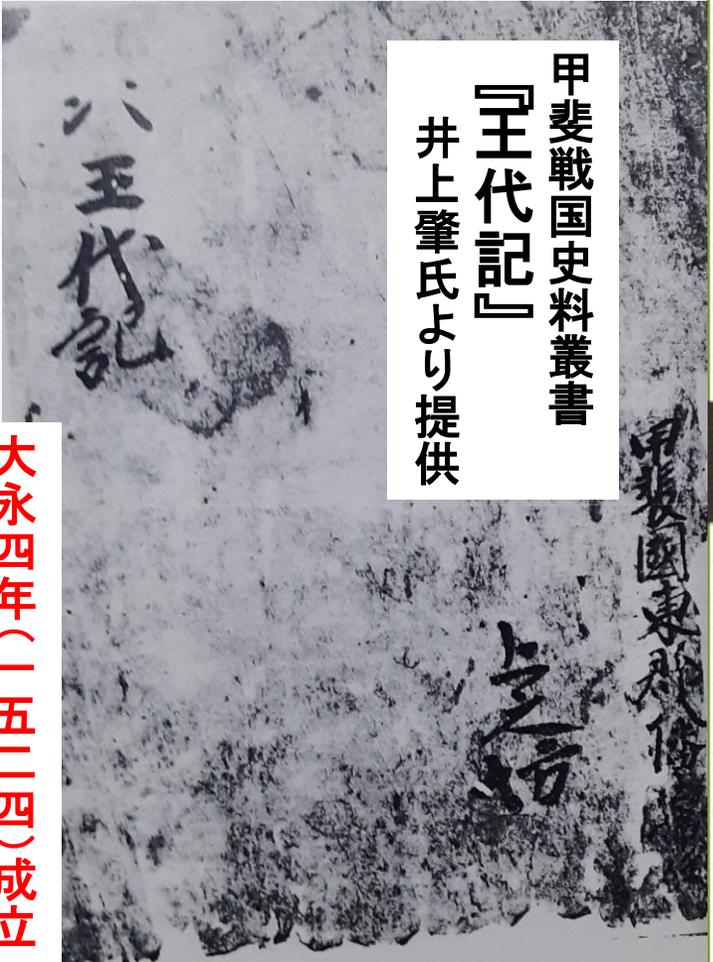
白雉九

白雉五

甲斐戦国史料叢書

『王代記』

井上肇氏より提供



大永四年(一五二四)成立

王代記 主將大永四年甲申外月九日書于...

天神七代。第一國常立尊男。第二國使捷尊男陽。是也始如鶴何子白國。第三國天地開闢天中有物散華上下則神哉。第四國瓊瓊杵尊男。第五國大戸道尊男。第六國足尊男。第七國伊弉諾尊男。第八國伊弉諾尊男。第九國伊弉册尊男。第十國伊弉册尊男。第十一國伊弉册尊男。第十二國伊弉册尊男。第十三國伊弉册尊男。第十四國伊弉册尊男。第十五國伊弉册尊男。第十六國伊弉册尊男。第十七國伊弉册尊男。第十八國伊弉册尊男。第十九國伊弉册尊男。第二十國伊弉册尊男。第二十一國伊弉册尊男。第二十二國伊弉册尊男。第二十三國伊弉册尊男。第二十四國伊弉册尊男。第二十五國伊弉册尊男。第二十六國伊弉册尊男。第二十七國伊弉册尊男。第二十八國伊弉册尊男。第二十九國伊弉册尊男。第三十國伊弉册尊男。第三十一國伊弉册尊男。第三十二國伊弉册尊男。第三十三國伊弉册尊男。第三十四國伊弉册尊男。第三十五國伊弉册尊男。第三十六國伊弉册尊男。第三十七國伊弉册尊男。第三十八國伊弉册尊男。第三十九國伊弉册尊男。第四十國伊弉册尊男。第四十一國伊弉册尊男。第四十二國伊弉册尊男。第四十三國伊弉册尊男。第四十四國伊弉册尊男。第四十五國伊弉册尊男。第四十六國伊弉册尊男。第四十七國伊弉册尊男。第四十八國伊弉册尊男。第四十九國伊弉册尊男。第五十國伊弉册尊男。第五十一國伊弉册尊男。第五十二國伊弉册尊男。第五十三國伊弉册尊男。第五十四國伊弉册尊男。第五十五國伊弉册尊男。第五十六國伊弉册尊男。第五十七國伊弉册尊男。第五十八國伊弉册尊男。第五十九國伊弉册尊男。第六十國伊弉册尊男。第六十一國伊弉册尊男。第六十二國伊弉册尊男。第六十三國伊弉册尊男。第六十四國伊弉册尊男。第六十五國伊弉册尊男。第六十六國伊弉册尊男。第六十七國伊弉册尊男。第六十八國伊弉册尊男。第六十九國伊弉册尊男。第七十國伊弉册尊男。第七十一國伊弉册尊男。第七十二國伊弉册尊男。第七十三國伊弉册尊男。第七十四國伊弉册尊男。第七十五國伊弉册尊男。第七十六國伊弉册尊男。第七十七國伊弉册尊男。第七十八國伊弉册尊男。第七十九國伊弉册尊男。第八十國伊弉册尊男。第八十一國伊弉册尊男。第八十二國伊弉册尊男。第八十三國伊弉册尊男。第八十四國伊弉册尊男。第八十五國伊弉册尊男。第八十六國伊弉册尊男。第八十七國伊弉册尊男。第八十八國伊弉册尊男。第八十九國伊弉册尊男。第九十國伊弉册尊男。第九十一國伊弉册尊男。第九十二國伊弉册尊男。第九十三國伊弉册尊男。第九十四國伊弉册尊男。第九十五國伊弉册尊男。第九十六國伊弉册尊男。第九十七國伊弉册尊男。第九十八國伊弉册尊男。第九十九國伊弉册尊男。第一百國伊弉册尊男。

天聖大神... 仁王始第一神武天皇七十六年御世治... 今有百七十七國... 第二國使捷尊男陽... 第三國天地開闢天中有物散華上下則神哉... 第四國瓊瓊杵尊男... 第五國大戸道尊男... 第六國足尊男... 第七國伊弉諾尊男... 第八國伊弉諾尊男... 第九國伊弉册尊男... 第十國伊弉册尊男... 第十一國伊弉册尊男... 第十二國伊弉册尊男... 第十三國伊弉册尊男... 第十四國伊弉册尊男... 第十五國伊弉册尊男... 第十六國伊弉册尊男... 第十七國伊弉册尊男... 第十八國伊弉册尊男... 第十九國伊弉册尊男... 第二十國伊弉册尊男... 第二十一國伊弉册尊男... 第二十二國伊弉册尊男... 第二十三國伊弉册尊男... 第二十四國伊弉册尊男... 第二十五國伊弉册尊男... 第二十六國伊弉册尊男... 第二十七國伊弉册尊男... 第二十八國伊弉册尊男... 第二十九國伊弉册尊男... 第三十國伊弉册尊男... 第三十一國伊弉册尊男... 第三十二國伊弉册尊男... 第三十三國伊弉册尊男... 第三十四國伊弉册尊男... 第三十五國伊弉册尊男... 第三十六國伊弉册尊男... 第三十七國伊弉册尊男... 第三十八國伊弉册尊男... 第三十九國伊弉册尊男... 第四十國伊弉册尊男... 第四十一國伊弉册尊男... 第四十二國伊弉册尊男... 第四十三國伊弉册尊男... 第四十四國伊弉册尊男... 第四十五國伊弉册尊男... 第四十六國伊弉册尊男... 第四十七國伊弉册尊男... 第四十八國伊弉册尊男... 第四十九國伊弉册尊男... 第五十國伊弉册尊男... 第五十一國伊弉册尊男... 第五十二國伊弉册尊男... 第五十三國伊弉册尊男... 第五十四國伊弉册尊男... 第五十五國伊弉册尊男... 第五十六國伊弉册尊男... 第五十七國伊弉册尊男... 第五十八國伊弉册尊男... 第五十九國伊弉册尊男... 第六十國伊弉册尊男... 第六十一國伊弉册尊男... 第六十二國伊弉册尊男... 第六十三國伊弉册尊男... 第六十四國伊弉册尊男... 第六十五國伊弉册尊男... 第六十六國伊弉册尊男... 第六十七國伊弉册尊男... 第六十八國伊弉册尊男... 第六十九國伊弉册尊男... 第七十國伊弉册尊男... 第七十一國伊弉册尊男... 第七十二國伊弉册尊男... 第七十三國伊弉册尊男... 第七十四國伊弉册尊男... 第七十五國伊弉册尊男... 第七十六國伊弉册尊男... 第七十七國伊弉册尊男... 第七十八國伊弉册尊男... 第七十九國伊弉册尊男... 第八十國伊弉册尊男... 第八十一國伊弉册尊男... 第八十二國伊弉册尊男... 第八十三國伊弉册尊男... 第八十四國伊弉册尊男... 第八十五國伊弉册尊男... 第八十六國伊弉册尊男... 第八十七國伊弉册尊男... 第八十八國伊弉册尊男... 第八十九國伊弉册尊男... 第九十國伊弉册尊男... 第九十一國伊弉册尊男... 第九十二國伊弉册尊男... 第九十三國伊弉册尊男... 第九十四國伊弉册尊男... 第九十五國伊弉册尊男... 第九十六國伊弉册尊男... 第九十七國伊弉册尊男... 第九十八國伊弉册尊男... 第九十九國伊弉册尊男... 第一百國伊弉册尊男。

九州年号

依之天照大神伊勢國笠縫里奉奉其後世治民聖其時大云  
 小調物脩始奉又諸國地城船作澤是此時始也  
 十一重仁天王九十九年御代治今百七宗神才三以子之右六人  
 男七十三人此時神教リ分宮是始也云仁才二女才二女才二女  
 十二景行天王二十年御治今百六地時在野新宮云云此王子和功竹  
 尊東度起此時村雲鈎大神申向時駿河國板振男四方四十里同  
 草木也即火付多敵燒亡此時草十ノ鈎申日本三ノ鈎  
 有草十ノ契田リ天羽十ナリ鈎契田在戸村鈎大社リ主仁  
 天王才三以子后八人男子男七十八人云云  
 十三成務天王六十一年少字今百七景行才四以子后一人以子  
 無以子特回之境云云  
 十四仲哀天王九年治今百七景行才四以子后一人以子  
 在右三人王子四人  
 十五神功皇太后六十九年治今百七景行才四以子后一人以子  
 依之天照大神伊勢國笠縫里奉奉其後世治民聖其時大云  
 小調物脩始奉又諸國地城船作澤是此時始也  
 十一重仁天王九十九年御代治今百七宗神才三以子之右六人  
 男七十三人此時神教リ分宮是始也云仁才二女才二女才二女  
 十二景行天王二十年御治今百六地時在野新宮云云此王子和功竹  
 尊東度起此時村雲鈎大神申向時駿河國板振男四方四十里同  
 草木也即火付多敵燒亡此時草十ノ鈎申日本三ノ鈎  
 有草十ノ契田リ天羽十ナリ鈎契田在戸村鈎大社リ主仁  
 天王才三以子后八人男子男七十八人云云  
 十三成務天王六十一年少字今百七景行才四以子后一人以子  
 無以子特回之境云云  
 十四仲哀天王九年治今百七景行才四以子后一人以子  
 在右三人王子四人  
 十五神功皇太后六十九年治今百七景行才四以子后一人以子

百海國發向三國噴國神カレ便  
 十六應神天皇四十一歲御代治今百十仲哀才四以子后神功皇  
 后八人男女以子十九人此時我朝三十三國ナリ六十六國成志  
 入男山路坐岩清水流至今下不幾過度廣リノ應安五年近一  
 千百三年ヌキタリ筑前太宰府宇佐宮誕生有行教和尚奉  
 籠有心經誦讀給付八幡衣袖上飛來云并院三尊申男山三  
 十七仁德天皇十七年治今百十應神才四以子之津國難波  
 高津宮云云后三人男子男六人  
 十八履中天王元年度廣六十年御宇今百七仁德才四男子男四人  
 十九及正天皇元年辛亥六年治今百六仁德才三以子后二人  
 廿七恭天皇元年壬子十四年治今百八仁德才四男子男二人  
 廿安康天皇元年甲午三年治今百五十六元養才二以子后二人  
 廿二雄略天皇元年丁酉廿三年治今百四元養才四男子男四人  
 廿八人云云クヲノ宮云云此時補鴻太郎藤原行

廿三情急天皇元年庚申五年治今百五雄略才三以子后二人  
 廿四顯宗天皇元年己卯三年治今百八履中才四男子男一人  
 廿五仁賢天皇元年戊辰十二年治今百五十顯宗后二人男子男二人  
 廿六武烈天皇元年己卯八年治今百五十七仁賢才三以子后一人  
 廿七純健天皇元年丁亥五年治今百八十二應神才五男子男五人  
 廿八王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 廿九王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 三十王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 三十一王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 三十二王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 三十三王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 三十四王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 三十五王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 三十六王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 三十七王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 三十八王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 三十九王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 四十王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 四十一王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 四十二王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 四十三王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 四十四王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 四十五王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 四十六王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 四十七王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 四十八王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 四十九王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 五十王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 五十一王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 五十二王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 五十三王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 五十四王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 五十五王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 五十六王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 五十七王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 五十八王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 五十九王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 六十王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 六十一王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 六十二王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 六十三王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 六十四王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 六十五王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 六十六王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 六十七王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 六十八王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 六十九王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 七十王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 七十一王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 七十二王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 七十三王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 七十四王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 七十五王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 七十六王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 七十七王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 七十八王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 七十九王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 八十王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 八十一王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 八十二王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 八十三王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 八十四王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 八十五王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 八十六王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 八十七王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 八十八王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 八十九王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 九十王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 九十一王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 九十二王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 九十三王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 九十四王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 九十五王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 九十六王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 九十七王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 九十八王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 九十九王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 一百王子才三男子男三人以子后二人男子男二人  
 依之天照大神伊勢國笠縫里奉奉其後世治民聖其時大云  
 小調物脩始奉又諸國地城船作澤是此時始也  
 十一重仁天王九十九年御代治今百七宗神才三以子之右六人  
 男七十三人此時神教リ分宮是始也云仁才二女才二女才二女  
 十二景行天王二十年御治今百六地時在野新宮云云此王子和功竹  
 尊東度起此時村雲鈎大神申向時駿河國板振男四方四十里同  
 草木也即火付多敵燒亡此時草十ノ鈎申日本三ノ鈎  
 有草十ノ契田リ天羽十ナリ鈎契田在戸村鈎大社リ主仁  
 天王才三以子后八人男子男七十八人云云  
 十三成務天王六十一年少字今百七景行才四以子后一人以子  
 無以子特回之境云云  
 十四仲哀天王九年治今百七景行才四以子后一人以子  
 在右三人王子四人  
 十五神功皇太后六十九年治今百七景行才四以子后一人以子





『**海東諸国紀**』は1471年に李氏朝鮮で作成された、日本と琉球の歴史・地理・風俗・言語・通行を克明に記した史料で**九州年号**が見える。著者は朝鮮の最高の知識人でハングル制定にも寄与した**申叔舟**(1417~1475)。申叔舟は朝鮮通信使として来日(1443)した経験もあり、李氏朝鮮最高の官職である議政府領議政(首相に相当)にも任ぜられた人物。病により死に臨んで、「願わくは国家、日本と和を失うことなかれ」と朝鮮国王成宗に遺言した。

## 海東諸国紀

朝鮮人の見た中世の日本と琉球

申叔舟著

田中健夫訳注



李氏朝鮮の最高の知識人でハングル制定にも寄与した申叔舟(1417-75)が、日本と琉球の歴史・地理・風俗・言語・通文の實情を克明に記した書(1471)。当時、李朝の外交担当官が常に座右においたといわれ、日本・琉球が朝鮮人からどのように理解・認識され、どのように認識されてきたかを知ることのできる貴重な文献である。影印・索引を付す。



二中歴「年代歴」細注に九州王朝系記事が記されているが、『海東諸国紀』に同様の記事が見える。中には二中歴よりも詳しいケースがある。例えば、二中歴の「朱鳥」細注の次の記事だ

「**仟陌町収始又方始**」

「仟」とは南北に通じる道、「陌」は耕地の東西に通じる道で、『海東諸国紀』には次のように記されている。

「**定町段 中人平歩両足相距為一步 方六十五歩為一段 十段为一町**」

〔訳〕町・段を定む。中人平歩して両足相距つるを一步と為し、方六十五歩を一段と為し、十段を一町と為す。

距離と面積単位制定記事だ。二中歴に「町収」とあるのは「町段」の誤写であろう。これは耕地面積に関する九州王朝による行政布告だったのではあるまいか。この記事は『海東諸国紀』では**持統七年癸巳**で朱鳥八年(693)となるが、二中歴には年次表記はない。九州年号研究において、当初、古田先生は『海東諸国紀』を重視した。それは、近畿天皇家の利害とは無関係に成立した朝鮮の公的史料であり、国家事業として日本国資料を収集編纂したことによる。

二中歴「年代歴」の九州年号「教到」(531～535年)の細注に「**舞遊始**」(舞遊が始まる)という記事があるが、意味不明であった。

『続教訓抄』十一上 吹物に見える九州年号「**教到六年**(536)」  
「或記ニ云、人王廿八代安閑天皇ノ御宇、**教到六年丙辰歳、駿河國宇戸濱ニ、天人アマクダリテ、哥舞シタマヒケレバ、周瑜ガ腰タヲヤカニシテ、海岸ノ春ノヤナギニオナジク、回雪ノタモトカロクアガリテ、江浦ノユウベノカゼニヒルガヘリケルヲ、或翁イサゴヲホリテ、中ニカクレキテ、ミツタヘタリト申セリ、今ノ**東遊**トテ、公家ニモ諸社ノ行幸ニハ、カナラズコレヲ用キラル、神明コトニ御納受アルユエナリ、其翁ハスナワチ道守氏トテ、今ノ世ニテモ侍ルトカヤ」**

『続教訓抄』は鎌倉時代の雅楽書で狛朝葛(こまともかず)著。文永七年(1270)頃から書きはじめ、元享二年(1322)頃まで追記したと考えられている。完本は現存せず、巻数は二十一巻以上と見られている。

## 「東遊」の起り

同書(『體源抄』豊原統秋)に丙辰記ニ云ク、人王廿八代安閑天皇ノ御宇、**教到六年(丙辰歳)**駿河ノ國宇戸ノ濱に、天人あまくだりて、哥舞し給ひければ、周瑜が腰たをやかにして、海岸の青柳に同じく、廻雪のたもとかろくあがりて、江浦の夕への風にひるがへりけるを、或ル翁いさごをほりて、中にかくれ みて、見傳へたりと申せり、今の**東遊**(アズマアソビ)とて、公家にも諸社の行幸には、かならずこれを用ひらる、神明ことに御納受ある故也、其翁は、すなわち道守氏とて、今の世までも侍るとやいへり、」(岩波文庫『玉勝間』下、十一の巻。村岡典嗣校訂)

二中歴「年代歴」の「**教到**」(531～535年)細注の「**舞遊始**」とは九州王朝の舞樂が東国(駿河国)へ伝わった**伝承**であった。

『體源抄』は豊原統秋(とよはらのむねあき)の著作で、十三卷二二冊からなる音楽書。永正十二年(1515)成立。

# 九州年号「大長」の史料批判と論理

- ① 「大長」に関して、九州年号史料には主に次の三系統がある。
- ② 元年は692年で、700年まで9年間続くとする「丸山モデル」。九州年号研究の初期段階では最有力説とされた。
- ③ 二中歴「年代歴」のように「大長」がないもの。古田先生は二中歴が最も九州年号の原姿を遺しているとした。この見解は最有力説と見なされたが、丸山氏と論争が続いた。
- ④ 「大化」は703年まで9年間続き、その後に「大長」が712年まで9年間続くとする古賀説。二中歴では「大化六年」の後に、大和朝廷の「大寶」(701年建元)へと繋がられたので、「大化は六年まで」とされたとする。

【丸山モデル】「朱鳥」がない。 【二中歴】 「大長」は見えない。

西暦	干支	年号	年号	
652	壬子	白雉	白雉	※日本書紀の白雉元年は650年庚戌。
661	辛酉	白鳳	白鳳	
684	甲申	朱雀	朱雀	
686	丙戌	大化	朱鳥	※日本書紀では朱鳥元年の1年のみ。
692	壬辰	大長		※丸山モデルは「朱鳥」がない。
695	乙未		大化	※日本書紀では大化元年は645年乙巳。
700	庚子	同九年	同六年	
701	辛丑	大宝	大宝	※大和朝廷の大宝年号へと続く。

## 九州年号「大長」史料の性格

文献史学の研究で、最初に行う作業が史料批判である。その史料性格の調査検証だ。その史料が誰により、いつ頃、どのような目的に基づいて書かれたのかを検証する作業。それにより、その**史料がどの程度信頼できるのかを判断**する。不正確な、偽られた史料を根拠に仮説や論を立てると、不正確で誤ったものになるので、**史料の真偽、精度を見極める史料批判は、文献史学では重要な作業。**

たとえば九州年号が記された史料の場合、史料批判抜きで九州王朝系と判断するケースがあるが、**九州年号が記されていても、その記事が九州王朝系のものとは限らない**。たとえば近畿天皇家の年号が無い時代、700年以前の記録を後世になって編集する場合、二中歴など九州年号が記された年代記類を参考に、編集元資料に**九州年号を追記して暦年を指定した可能性**があるからだ。したがって九州年号とともに記録されている記事が、元々から九州年号により記録されたものなのか、後世に編集されたとき、九州年号が付記されたものかを判断する作業、史料批判が重要となる。

「大長」年号史料(元年を792年と704年とする二系統がある)

○『**運歩色葉集**』(1537年成立)「**大長四季丁未(707)**」

※元年は704年。

○『**八宗伝来集**』(1647年成立)「大長元年壬辰(692)」

○『**伊予三島縁起**』(1536年成立)「天武**天王御宇天**(マ  
マ)**長九年壬子**(712)」 ※内閣文庫本には「天武天王御宇  
**大長九年壬子**(712)」とする写本がある。元年は704年。

○『**白山由来長瀧社寺記録**』(『**白山史料集**』下巻所  
収)「大長元年壬辰(692)」

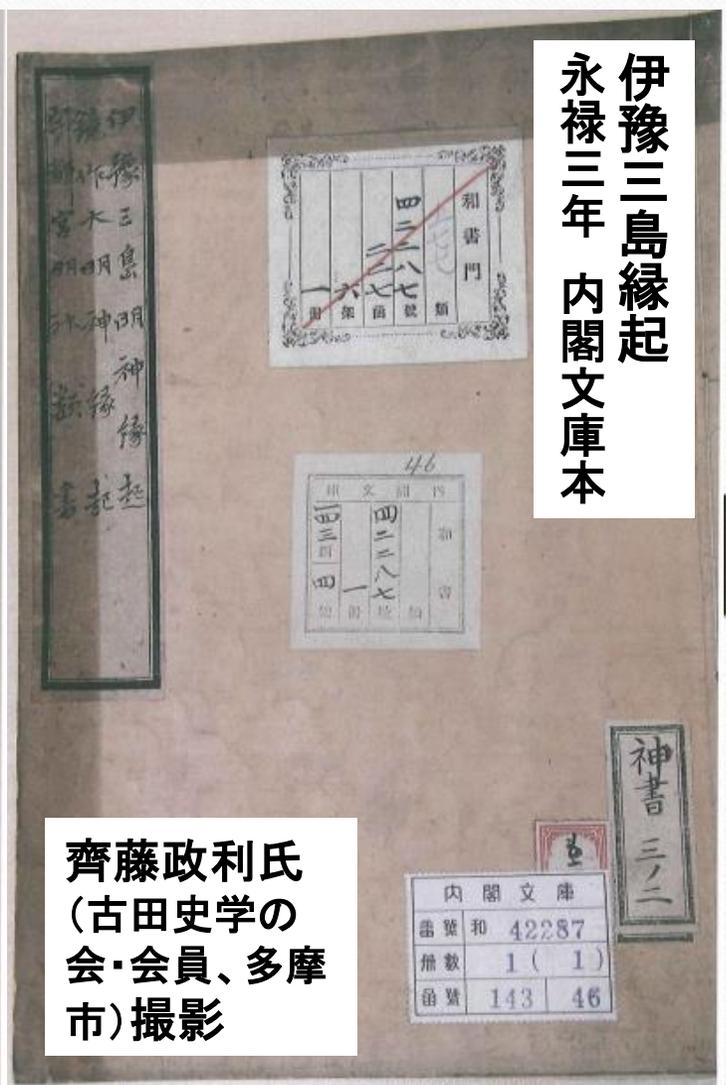
○『**杵築大社旧記御遷宮次第**』「大長七年戊戌(698)」

『伊予三島縁起』に見える「大長九年壬子」(712年)記事の場合、九州王朝系記事の可能性が高くなる。それは次の理由からだ。

最後の九州年号である「大長」は元年が704年(慶雲元年)、最終年の九年は712年(和銅五年)で、近畿天皇家の年号が存在する期間だ。従って、後世に編集する場合、近畿天皇家の年号が使用でき、九州年号「大長」をわざわざ使用しなければならない理由がない。それにもかかわらず「大長」で暦年が特定されていることから、王朝交代後の701年以後でも九州年号を使用する人々、すなわち九州王朝系の人々により記録された可能性が高くなる。

この場合、注意しなければならないことがある。二中歴以外の九州年号群史料には、700年以前に「大長」が改変移動して記録するケースが多い。その後代改変型「大長」を使用して、編纂時に700年以前の記事が「大長」年号とともに記録されている場合、本来の九州王朝系記事ではない可能性が発生する。『伊予三島縁起』のように701年以後の記事に「大長」が記されているケースとは異なり、700年以前に「大長」を持つ記事には注意が必要である。

伊豫三島縁起  
永祿三年 内閣文庫本



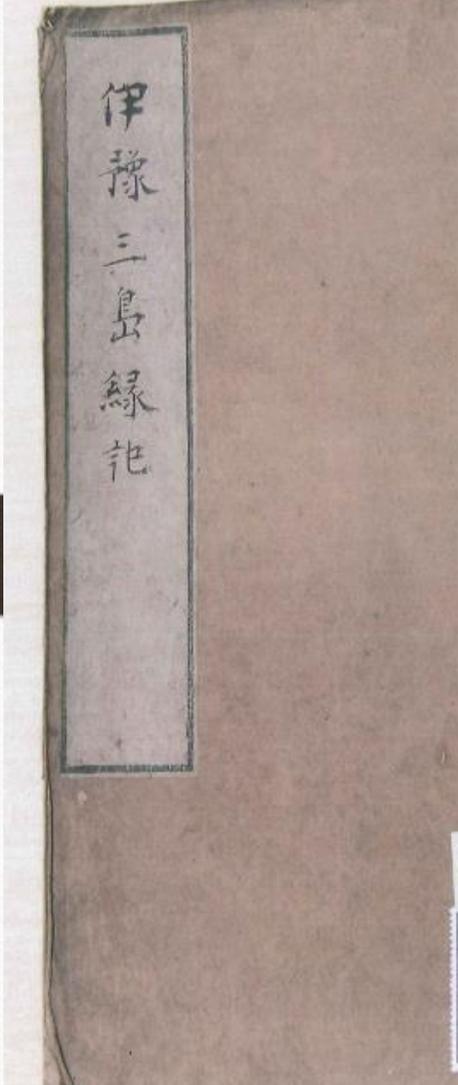
齊藤政利氏  
(古田史学の会・会員、多摩市)撮影

四十余歳又云大和磐余彦帝為人王之始檀原国  
宮作時令祭六十六国崇廟中與州迫戸浦寄来浪  
上老翁出誦法華經光明中在十六王子時人誤就  
声聞化城喻品十六王子之名也謂東方阿閼在第一  
王須彌頂第二師子音相虚空住常滅帝相梵相阿  
彌陀度一切攝極香須彌相雲自在在雲自在王世間  
怖畏釋迦牟尼佛此号呼翁十六王子被玉冠云至  
後五百歳守佛法王法云云見人為奇異思奉天子  
尔時神武天王御宇神代第六面足尊見思島之大  
神云云天武天王御宇天長九年壬子六月一日為東

別記  
原。三百五十八面  
伊豫  
三四七六九

伊予三島縁起  
内閣文庫本(番号 和34769)

内閣文庫
番號和 34769
冊數 1 ( 1 )
番號 143 47



編脩地志  
伊豫三島緣起  
三國佛神無非彼孫

天神第六代面足尊惶根尊末孫代々異國敵

誅伐目錄

端政三層

自天雨降給八代孝元天皇位此御  
代東海道初立從異國責日本代々面足尊依末  
孫御合力給也伊勢天照太神宮御祖父也人王  
九代開化天王位山陽道初立同四十八年從異  
國我朝渡同朝敵已十代崇神天皇位國々社初

此代熊野宮天降給云面足尊御子也熊野兩所  
權現云表日月号兩所權現西御前伊勢諾中御  
前伊勢册尊也是兩所天照太神御父母也十一  
代垂仁天皇位自天雨降給本地阿彌陀佛也十  
三代成務天王位國々郡六十六ヶ國初武内初  
而大臣成十四代仲哀天王位八幡御父也此御  
字異國塵翰云物長門國豐浦郡渡其時面足尊  
末孫彼郡打已十五代神功皇后位八幡御母也  
役異國朝敵渡女曇殘良共九大將連保安竭羅

龍宮勅使立是面足尊與巖島女宮依有契約御  
使遣給其時御悅返報早珠滿珠云珠在之早珠  
白滿珠者也十六代應神天皇仲哀第四御子也  
八幡大菩薩是也異國敵日本渡其時面足尊末孫彼  
異國已次代允恭天皇云是玉津島大明神也廿  
九代宣化天王位自唐僧初來三十代欽明天皇  
位自百濟國佛經渡此代異國渡彼末孫敵已代  
代如此朝敵已天神六代面足尊惶根尊在御座  
卅一代敏達天王又佛經渡月蓋金銀彌陀三尊

渡奉同代從異國播磨國明石浦政寄舍光三曆  
辰杖桑列蝦蟇列流泉列高麗國軍渡彼氏子敵  
已卅三代崇峻天王位此代從百濟國佛舍利渡  
此代端政元曆<sub>百</sub>嚴島奉崇面足尊依有契約因  
奉崇於彼嶋昆沙門天王顯彼島秘書也卅四代  
推古天王位同二曆<sub>歟</sub>三島迫戶浦兩降此砌号  
橫殿于今社壇在之願轉元年<sub>并</sub>從異國渡同已  
卅七代孝德天王位蕃<sub>通</sub>初常色二年<sub>帳</sub>日本國  
御巡礼給當國下向之時玉與船御乘在之同海

上住吉御對面在之同越智性給之母八代齊明  
天王代仁王經渡卅九代天智天王位自是藤原  
氏初同太政大臣冠同白鳳元年<sub>并</sub>異國渡同已  
又重三島大明神御岳跡四十二代文武天王位  
大寶元年<sub>并</sub>東國為濟度第一王子本地藥師如  
來也伊豆國奉祝三島大明神是也四十一代持  
統天王位五節供初同三年<sub>并</sub>初宮作在之大山  
積明神申也<sub>在口</sub>又御岳跡宝龜二年<sub>并</sub>八月廿  
三日四十八代光仁天王位也也十代桓武天王

見思島之大神<sub>云云</sub>天武天王御宇大長九年<sub>子</sub>  
六月一日為東夷征討第一王子伊豆國御岳跡  
<sub>云云</sub>文武天王御宇大寶三年<sub>并</sub>三月廿三日三  
島大明神京都遷御因召玉澄當島迫戶浦寄御  
座船今橫殿者其時御休息御寢所也御岳跡越  
智氏先祖玉澄者大唐越列主第一王子豐勝之  
後流<sub>云云</sub>高德天王御宇天平神護二年<sub>并</sub>十一  
月廿日依託宣下給給旨玉澄子二人一男為澄  
二男為時也為澄大明神社宮始<sub>云云</sub>光仁天王

『伊予三島縁起』に次の記事が見える。

「孝徳天皇のとき**番匠の初め**。**常色二年戊申**(648)、日本国をご巡礼したまう。」

〔原文〕卅七代孝徳天王位 **番匠初 常色二年戊申** 日本国御巡礼給

この他にも、「**端政二曆庚戌**(590)」「**金光三曆壬辰**(572)」「**願轉元年辛丑**(601、辛酉か)」「**常色二年戊申**(648)」「**白鳳元年辛酉**(661)」「**大長九年壬子**(712)」の九州年号が見える。「大長九年壬子(712)」は九州年号が701年の王朝交代後も続いていることを示唆している。番匠記事に続く「常色二戊申」も要注目。前期難波宮のゴミ捨て場から「**戊申年**(648)」木簡が出土しており。この年次の一致は偶然ではなく、何らかの関係を示唆していると正木裕氏は指摘する(「前期難波宮の造営準備について」『発見された倭京』明石書店、2018年)。

こうした視点で『伊予三島縁起』を見たとき、「大長」年号とともに記された記事は九州王朝系記事とみなすことができ、同縁起に見える他の九州年号記事も本来の九州王朝系記事に基づいたとする理解が有力となる。従って、『伊予三島縁起』の原史料が成立した「越智国」は、九州王朝との関係が深い地域であり、当地では、王朝交代後も九州年号「大長」を使用していたと考えられる。

すなわち、大長九年壬子(712)時点で、近畿天皇家の年号「和銅五年」ではなく、九州年号の「大長九年」を使用していることは、近畿天皇家よりも九州王朝を「主」とする大義名分に越智国は立っていたことを示す。

こうした史料事実は、8世紀初頭の日本列島の状況を研究するうえで貴重であり、「袁智天皇」(大安寺伽藍縁起)を史料根拠の一つとする多元的「天皇」号併存説との整合が注目される(越智氏は天皇号を名乗ることを、九州王朝の天子から許されていた)。

同様に、701年以後の記事に「大長」が使用されている『運歩色葉集』の「柿本人丸」の没年記事「大長四年丁未(707)」も九州王朝系記事と見なされ、柿本人麿が九州王朝系の人物(朝廷歌人)であったとする古田説を支持する。

『運歩色葉集』の「柿本人丸」の没年  
記事「**大長四年丁未(707)**」

大長四年丁未(707)は  
元年を**704年**とするタイ  
プの九州年号「大長」。

「**柿本人丸** 一者在石見。持統天皇  
問曰對丸者誰。答曰人也。依之曰人丸。  
**大長四年丁未**、於石見国高津死。」

『運歩色葉集』(うんぽいろはしゅう)は、室  
町時代に編纂されたいろは引きの国語辞典。  
天文17年(1548年)序。著者は明らかでない。  
もと3巻。



# 国内の「天皇」地名

## 《四国以外》

宮城県 仙台市泉区実沢細櫛天皇 ※当地に須賀神社がある。

宮城県 仙台市泉区野村天皇 ※当地に須賀神社がある。

福島県 喜多方市塩川町小府根午頭天皇 ※当地に牛頭天皇神社がある。

愛知県 安城市古井町天皇

京都府 綴喜郡宇治田原町荒木天皇 ※当地に大宮神社がある。

## 《四国》

徳島県 美馬郡つるぎ町半田天皇 ※近隣に式内建神社がある。

香川県 高松市林町天皇

香川県 仲多度郡まんのう町四條天皇

愛媛県 西条市福武甲天皇 ※当地に天皇神社(スサノオと崇徳上皇を祭神とする)がある。

愛媛県 西条市明理川(天皇) ※[次頁の地図参照]

愛媛県 西条市丹原町長野天皇 ※近隣に無量寺がある。

愛媛県 今治市朝倉天皇

高知県 高知市春野町弘岡上天皇 ※当地に天皇神社がある。

高知県 香南市香我美町徳王子天皇 ※[未確認]

高知県 香南市夜須町国光天皇

(注)須賀神社は牛頭天皇やスサノオを祭神とする。この牛頭天皇により「天皇」地名が成立したとするのが一般的な見解。しかし、この解釈では、四国に「天皇」地名が濃密分布する理由を説明できない。





## 多元的「天皇」併存の痕跡、愛媛県今治市の「野間天皇神」

七世紀(九州王朝時代)に、九州王朝の配下としての「天皇」号は、近畿天皇家(後の大和朝廷)の他に越智氏(袁智天皇)も採用したのではないか。その称号が由来となって、当地(今治市・西条市)に「紫宸殿」や「天皇」地名が遺存したと思われる。当地には「天皇」を称した神社があり、古代に遡る史料根拠を有している。今治市の野間神社だ。

史料上の初見は『続日本紀』天平神護二年(766)四月条で、「伊豫国…野間郡野間神…授従五位下。神戸各二煙」とある。『三代実録』貞観八年(865)閏三月条に「伊豫国従四位上…野間天皇神…授正四位下」、同元慶五年(881)十二月条には「授伊豫国正四位上野間天皇神従三位」との表記が見える。『奉依例勸請国内神名帳』(今治市・国分寺蔵)にも「正一位 濃満天皇神」とある。

「野間天皇」を神として祀る神社の位階記事が六国史に記載されていることは重要だ。野間神の名前が『続日本紀』に見えることから、この「天皇」号は九州王朝の時代に淵源を持つと考えらるべきであろう。王朝交代後に自ら「天皇」を称した大和朝廷が、伊予国の神社や祭神に「天皇」号を新たに許すとは考えられないからだ。九州王朝の時代に「天皇」号を許された当地の有力者(越智氏か)があり、9世紀時点でも正史に掲載されるほどの影響力を有していたものと思われる。

野間神社は「天皇」名称を江戸時代まで続けており、明治になって「野間神社」に変更した。

# 九州王朝研究のエビデンス

## (4) 九州年号

### 【参考資料】

- 古賀達也「二つの試金石 -九州年号金石文の再検討-」『古代に真実を求めて』第二集、明石書店、古田史学の会編、1998年。
- 古賀達也「九州王朝の近江遷都 『海東諸国紀』の史料批判」『古田史学会報』61号、2004年。
- 古賀達也「本居宣長『玉勝間』の九州年号 「年代歴」細注の比較史料」『古田史学会報』64号、2004年。
- 『「九州年号」の研究』 ミネルヴァ書房、古田史学の会編、2012年。
- 正木 裕「盗まれた分国と能楽の祖 聖徳太子の「六十六ヶ国分国・六十六番のものまね」と多利思北孤」『盗まれた「聖徳太子」伝承』明石書店、古田史学の会編、2015年。
- 『失われた倭国年号』 明石書店、古田史学の会編、2017年。
- 古賀達也「王朝交代期の九州年号 -「大化」「大長」の原型論-」『倭国から日本国へ』明石書店、古田史学の会編、2024年。